

公益社団法人乙訓青年会議所定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、公益社団法人乙訓青年会議所（英文名 Junior Chamber International Tokunī）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を京都府長岡市開田三丁目10番16号 長岡市立産業文化会館2階に置く。

(目的)

第3条 本会は、向日市、長岡市及び大山崎町及びその周辺の地域における政治、経済、社会、教育、文化、福祉等に関する諸問題について研究、審議及び提言を行うとともに、会員の連携と指導力の啓発を努めることにより、地域社会及び地域経済並びに国家の発展を図ることを目的とする。

(運営の原則)

第4条 本会は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。

2 本会は、これを特定の政党のために利用しない。

(事業)

第5条 本会は、その目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 次世代を担う子ども達の心身を成長させ、郷土を愛する心や、道徳心を育む事業
- (2) 教育、スポーツ、文化等を通じて地域住民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を育む事業
- (3) 国や地域を牽引する人材を育成する事業
- (4) 環境問題を調査研究し、地域住民に対し啓蒙・実践を行う事業
- (5) 国政・国防・国土問題等、多角的な視野より分析し、国民には問題を提議し、政府には問題解決方法を提案することにより、日本国の発展に寄与する事業
- (6) 地域住民、地域行政に対し、問題点を調査研究、提議し、諸問題を考え、解決していくことにより、更なる地域発展に寄与する事業
- (7) 経済問題の解決や地域住民の生活の安全、安定化・活性化に努め、地域住民が安心して生活できるための調査研究提言等を行う事業
- (8) 世界情勢を踏まえつつ、国際的に通用する人材を育成し、国際的に展開する事業を通じ、日本国 の在り方と国際貢献を学び国際発展に寄与するための事業
- (9) 会員のために指導力向上を目的とする事業
- (10) 国際青年会議所及び公益社団法人日本青年会議所並びに国内外の青年会議所及びその他の諸団体と連携し、相互の理解と親善を増進する事業
- (11) 諸会議・諸大会の開催
- (12) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会員の種別)

第6条 本会の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下単に、「一般法」という）上の社員とする。

(1) 正会員 向日市、長岡京市及び大山崎町及びその周辺の地域に住所又は勤務先を有する20歳以上40歳未満の品格ある青年で、理事会において入会を承認された者をいう。ただし、年度中に40歳に達した場合は、その年度の終了まで正会員としての資格を有する。また、40歳に達した時点で本会の理事であったものは、理事の任期が終了するまで正会員としての資格を有する。既に他の青年会議所の正会員である者及び本会を除名された者は、本会の正会員となることができない。

(2) 特別会員 40歳に達した年の年度末まで正会員であって、本会の目的に賛同し、その発展を助成しようとする者で、理事会で承認された者をいう。

(3) 名誉会員 本会に功労があり、理事会で承認された者をいう。

(4) 賛助会員 本会の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人、法人、又は団体で、理事会で承認された者をいう。

(入会)

第7条 本会の正会員となろうとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 このほか入会に関する事項は、規則に定める。

(会員の権利)

第8条 正会員は、本定款に定めるもののほか、本会の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。

(会員の義務)

第9条 会員は、定款その他の規則を遵守し、本会の目的達成に必要な義務を負う。

2 正会員は、入会に際し、総会において定める入会金を所定の期日までに納入しなければならない。

3 名誉会員を除く会員は、総会において定める会費を所定の期日までに納入しなければならない。

(退会)

第10条 本会を退会しようとする会員は、その年度の会費を納入して、退会届を理事長に提出しなければならない。

2 退会は理事会に報告しなければならない。

(資格の喪失)

第11条 会員が次の各号の一つに該当するときは、その資格を失う。

(1) 本会が解散したとき。

(2) 退会したとき。

(3) 死亡又は失踪宣告を受けたとき。

(4) 破産手続開始の決定。

(5) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

(6) 除名されたとき。

(除名)

第12条 正会員が次の各号の一つに該当するときは、総会において、総議決数の3分の2以上の議決を得て、その正会員を除名することができる。

(1) 本会の名誉を毀損し、又は本会の目的遂行に反する行為をしたとき。

- (2) 本会の秩序を著しく乱す行為をしたとき。
- (3) 会費納入義務を6箇月以内に履行しないとき。
- (4) 出席義務を履行しないとき。
- (5) その他、正会員として適当でないと認められたとき。

2 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、その会員にあらかじめ理由を付して除名をする旨の通知をし、除名の議決を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。

3 特別会員または贊助会員が第1項第1号、第2号及び第5号の一つに該当するときは、総会において、総議決数の3分の2以上の議決を得て、当該会員を除名することができる。

4 除名が議決されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(休会)

第13条 正会員がやむを得ぬ事由により長期間各種会議、行事に出席できないときは、別に定める休会届を理事長に提出し理事会の承認を得て、休会することができる。ただし、休会中の会費等は、これを免除しない。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第14条 会員が第11条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これは返還しない。

第3章 役員等

(役員)

第15条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 2名以上4名以内
- (3) 専務理事 1名
- (4) 理事（前各号の役員を含む）16名以上20名以内
- (5) 監事 2人

(選任等)

第16条 役員及び監事は、総会においてこれを選任する。

2 理事は、正会員のうちから選任する。ただし、監事はこの限りではない。

3 理事長選出にあたっては、総会の決議により理事長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。

4 理事長は副理事長及び専務理事を理事会の決議によって理事の中から選出する。

5 監事は、本会（並びにその子法人）の理事若しくは使用人を兼任することができない。

6 その他、役員の選任に関して必要な事項は、規則に定める。

(理事の職務・権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、本定款の定めるところにより本会の業務の執行を決定する。

2 理事長は、一般法上の代表理事とし、本会を代表し業務を統括する。

3 副理事長は、理事長の職務全般を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときはあら

かじめ理事会において定めた順序に従いその業務執行にかかる職務を代行する。

4 専務理事は、理事長、副理事長を補佐して業務を処理し、事務局を統括する。

5 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

6 副理事長、専務理事は、一般法上の業務執行理事とし事業を分担執行する

(監事の職務・権限)

第18条 監事は、次に掲げる職務を行う

(1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところの監査報告書を作成すること。

(2) 理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は本会議所の業務及び財産の状況を調査すること。

(3) 本会の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること。

(4) 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるとき、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること。

(5) 理事会に出席し、必要があると認めるときにおいて、意見を述べること。

(6) 総会に出席し、必要があると認めるときにおいて、意見を述べること。

(7) 必要があると認めるときにおいて、理事長に対し、理事会の招集を請求すること。

(8) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知を発せられない場合において、理事会を招集すること。

(9) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他電磁的記録その他の資料を調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。

(10) 理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求すること。

(理事の任期)

第19条 理事として選任された者は、補欠として選任されたものを除き、選任された翌年の1月1日に就任し、その年の12月31日に任期が満了する。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事は第15条に定める定足数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事の権利義務を有する。

(監事の任期)

第20条 監事として選任された者は、補欠として選任されたものを除き、選任された翌年の1月1日に就任し、選任された翌々年の12月31日に任期が満了する。

2 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了の時までとする。

3 監事は第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお監事の権利義務を有する。

(役員の解任)

第21条 役員は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により解任することができる。

2 監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(直前理事長等)

第22条 本会に、任意の機関として直前理事長及び顧問（以下「直前理事長等」という。）を置くことができる。

2 直前理事長等は、次の職務を行う。

(1) 理事長の相談に応じること。

(2) 直前理事長等は、理事会の諮問に応じ、又は意見を述べることができる。

3 直前理事長等の選任及び解任は理事会において決議する。

4 直前理事長は、前年度理事長がこれにあたり 直前理事長等の任期、辞任及び解任は第19条及び第21条の規定を準用する。

(報酬等)

第23条 役員は無報酬とする。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前項に関し必要な事項は、総会の議決により別に定める。

(取引の制限)

第24条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする、本会の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする、本会との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取り扱いについては第47条に定める理事会の規則によるものとする。

(責任の免除)

第25条 本会は、役員の一般法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第4章 総会

(種類)

第26条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

2 前項の総会をもって一般法上の社員総会とし、毎年1月に開催される通常総会をもって、一般法上の定時社員総会とする

(構成)

第27条 総会は、全ての正会員をもって構成する。

(権限)

第28条 総会は、一般法に規定する事項並びに本定款に別に定めるもののほか、次の各号を議決する。

- (1) 役員の選任及び解任
 - (2) 役員の報酬の額又はその規程
 - (3) 定款の変更
 - (4) 事業報告及び貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
 - (5) 本会の解散及び残余財産の処分方法
 - (6) 次に掲げる規則の制定、変更及び廃止 ① 役員選任の方法に関する規則 ② 会員資格に関する規則 ③ 会費及び入会金に関する規則
 - (7) 会員の除名
 - (8) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受
 - (9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡
 - (10) 理事会において総会に付議した事項
 - (11) 前各号に定めるほか、法令に規定する事項及び本定款に定める事項
- (開催)

第29条 通常総会は、毎年度1月に1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が決議したとき。
 - (2) 議決権の5分の1以上を有する正会員から、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求が理事会にあったとき。
- (招集)

第30条 総会は、前条第2項第2号の場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内の日を開催日とする臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面により、開催日の14日前までに正会員に通知しなければならない。

4 理事長は、あらかじめ正会員の承諾を得たときは、当該正会員に対し、前項の書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発することができる。

(議長)

第31条 総会の議長は、理事長若しくは正会員のうち理事長の指名した者がこれにあたる。

(定足数)

第32条 総会は、総正会員の3分の2以上の出席をもって成立する。

(議決)

第33条 総会の議事は、一般法第49条第2項及び本定款に特に規定するものを除き、出席した総正会員の有する議決権数の過半数の同意でこれを決する。

(書面による議決権の行使等)

第34条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法により議決権を行使し、又は法令の定めるところにより他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合において、第32条及び第33条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

3 理事又は正会員が、総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会決議があつたものとする。

(議決権)

第35条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(議事録)

第36条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長、理事長及び正会員のうちから選任された議事録署名人2人が署名押印しなければならない。

3 総会の日から10年間、前項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

(総会の決議事項の通知)

第37条 理事長は総会終了後遅滞なくその決議事項を正会員に書面で通知しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第38条 本会に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第39条 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の各号の職務を行う

(1) 理事長の選定及び解職。ただし、理事長選出にあたっては、総会の決議により理事長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。

(2) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定

(3) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(4) 前各号に定めるもののほか本会の業務執行の決定

(5) 理事の職務の執行の監督

2 理事会は次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。

(1) 重要な財産の処分及び譲り受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任及び解任

(4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備）

(6) 第25条の責任の免除

3 監事は理事会に出席し、必要があると認められるときは意見を述べなければならない。

4 直前理事長等は理事会の求めにより出席し、意見を述べることができる。

(種類及び開催)

第40条 理事会は定例理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 定例理事会は毎月1回開催する。

3 臨時理事会は次の各号の一つに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
- (2) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その日から 14 日以内の日を開催日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (3) 第 18 条第 1 項第 7 号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。
- (4) 理事長が欠け又は理事長に事故があり、各理事が理事会を招集したとき。

(招集)

第 41 条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条 3 項第 3 号及び第 3 項第 4 号により理事が招集する場合及び前条 3 項第 3 号後段により監事が招集した場合を除く。

2 理事長は、前条 3 項第 2 号又は第 3 号前段に該当する場合は、その請求があった日から 5 日以内に 14 日以内の日を開催日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項記載した書面をもって、開催日の 3 日前までに各理事及び各監事に対し通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 42 条 理事会の議長は、理事長若しくは理事長の指名した者がこれにあたる。

(定足数)

第 43 条 理事会は、議決に加わることのできる理事の過半数の出席をもって成立する。

(議決)

第 44 条 理事会の議事は、本定款に別段に定めがあるもののほか、出席した理事の過半数をもって決する。

2 一項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(報告の省略)

第 45 条 理事若しくは監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項に規定は、第 17 条第 5 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 46 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに署名押印しなければならない。

(理事会規則)

第 47 条 理事会の運営に関する必要な事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第 6 章 例会及び委員会

(例会)

第 48 条 本会は、1 月から 12 月まで月 1 回例会を開催する。

2 例会の運営については、理事会の議決により定める。

(委員会)

- 第49条 本会は、目的達成に必要な事項を調査、研究、審議し、又は実施するために委員会を置く。
- 2 委員会は、委員長1名、副委員長及び委員をもって構成する。
 - 3 委員長は、理事のうちから理事長が理事会の承認を得て委嘱する。
 - 4 副委員長が理事であるときは、理事長が理事会の承認を得て委嘱する。
 - 5 委員は、正会員のうちから理事長が理事会の承認を得て委嘱する。
 - 6 正会員は、理事長、副理事長、専務理事、監事、直前理事長及び理事長が指定した役職を除き、原則として全員がいずれかの委員会に所属しなければならない。

第7章 財産及び会計

(特定財産の維持及び処分)

- 第50条 第5条の事業を行うために不可欠な特定財産については、その適正な維持及び管理に努めるものとする。
- 2 やむを得ない理由により特定財産の全部若しくは一部を処分又は担保に提供するには、理事会において、議決に加わることができる理事の3分の2以上の議決を得なければならない。
 - 3 特定財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会の議決により定める。

(財産の管理・運用)

- 第51条 本会の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の議決により別に定めるところによる。

(事業年度)

- 第52条 本会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(会計原則)

- 第53条 本会の会計は、公益法人の会計の基準その他の公益法人の会計の慣行をしん酌しなければならない。

(事業計画及び収支予算)

- 第54条 本会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の議決を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 第1項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

- 3 第1項の事業計画書及び収支予算書等については、主たる事務所に当該年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第55条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書及び貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書（以下計算書類等という）を作成し監事の監査を受け、理事会の承認を経て、通常総会において承認を得るものとする。

- 2 前項の計算書類等については毎事業年度の経過後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 3 本会は、第1項の通常総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより貸借対照表を公告するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け)

第56条 本会が資金の借入をしようとするときは、短期借入金を除き、総会において正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決を得なければならない。

2 本会が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を得なければならない。

第8章 管理

(事務局)

第57条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には所要の職員を置くことができる。

3 事務局の職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事長が理事会の議決により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第58条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えて置かなければならない。

(1) 定款その他諸規則

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3) 理事、監事の名簿

(4) 認定、認可等及び登記に関する書類

(5) 定款に定める理事会及び総会の議事に関する書類

(6) 財産目録

(7) 役員の報酬規程

(8) 事業計画書及び収支予算書

(9) 事業報告書及び計算書類等

(10) 監査報告書及び会計監査報告書

(11) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類の閲覧については法令の定めるところによるとともに、第59条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

3 第1項各号の帳簿及び書類を主たる事務所に10年間備え置くものとする。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報の公開)

第59条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第60条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告)

第61条 本会の公告は、電子公告による。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第62条 この定款は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

2 前項の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届けなければならない。

3 公益目的事業の種類又は内容の変更を行った場合は、変更の認定を行政庁より受けなければならない。

(合併等)

第63条 本会は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、他の一般法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届けなければならない。

(解散)

第64条 本会は一般法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上の議決により解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第65条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合、(その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く)において、公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1ヶ月以内に、総会の議決により、本会と類似の事業を目的とする公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17項に規定する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第66条 本会が解散等により清算するときに有する残余財産は総会の議決により、本会と類似の事業を目的とする公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17項に規定する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(清算人)

第67条 本会の解散に際しては、清算人を総会において選任する。

(解散後の会費の徴収)

第68条 本会は、解散後においても清算完了の日までは、総会の議決を経てその債務を弁済するに必要な限度内の会費を、解散の日現在の会員より徴収することができる。

第11章 補 則

(委任)

第69条 本定款に別に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の議決により、別に定める。

附則（平成23年○月○日）

1 この定款の変更は、一般社団及び財団法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に伴う 関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益社団法人の設立を行ったときは、第52条の規定にかかわらず、解散も登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の理事長は上野正富とする。

平成23年○月○日